

山梨県防災会議富士山火山部会運営要綱

(設置)

第1条 山梨県防災会議条例(昭和37年山梨県条例第43号)第5条第1項の規定に基づき、山梨県防災会議(以下「防災会議」という。)に富士山火山部会(以下「部会」という。)を設置する。

(部会の業務)

第2条 部会は、富士山火山対策の推進についての業務を行う。

(委員)

第3条 委員は、防災会議委員若干名および専門委員をもってあてる。

2 部会の委員は、防災会議の会長が指名する。

(部会長)

第4条 部会長は、防災会議の会長の指名する者をもってあてる。

2 部会長は、会務を掌理する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が会議の議長となる。

ただし、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する者をもって議長にあてる。

(幹事会)

第6条 第2条に規定する事項で緊急または簡単な事項を処理するため部会幹事会(以下「幹事会」という。)を設置することができる。

2 幹事会は、部会長が指名する者をもって構成する。

3 幹事会は、消防防災課長が必要に応じて招集し、消防防災課長が会議の議長となる。

(結果報告)

第7条 会議の結果については、幹事会は部会に、部会は防災会議にそれぞれの議長が報告するものとする。

ただし、緊急または簡単な事項については、防災会議の会長に報告すれば足りるものとする。

(委任)

第8条 この規定に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、総務部消防防災課において処理する。

附 則 この要綱は、平成23年5月18日から実施する。